

佐世保市 I R 関連事業者への対応に関する指針

1 目的

この指針は、特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号、以下「法」という。)第 17 条第 1 項の規定による特定複合観光施設の営業の開始までに行う I R に 関連する業務 (以下「業務」という。)に関し、I R 関連事業の実施を予定若しくは I R 関連事業への参画を志向する民間事業者 (以下「I R 関連事業者」という。)への対応にあたり市長及び副市長 (以下「市長等」という。)並びに担当職員が遵守すべき事項等を定めることにより、業務における公正性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

2 定義

- (1)「担当職員」とは、企画部長 (以下「部長」という。)及び I R 推進室職員等をいう。
- (2)「I R 関連事業者」とは、次の各号に掲げる事業者及びこれらの事業者の地位を得ることを検討する者並びにその他これらに類する者をいう。
 - ①法第 2 条第 4 項の「設置運営事業者」
 - ②法第 2 条第 6 項の「施設供用事業者」
 - ③法第 2 条第 9 項の「カジノ事業者」
 - ④法第 2 条 12 項の「許可主要株主等」
 - ⑤法第 2 条 15 項の「カジノ施設供用事業者」
 - ⑥法第 2 条 16 項の「許可施設土地権利者」
 - ⑦法第 142 条第 2 項の「カジノ関連機器等製造業者」
 - ⑧法第 142 条第 4 項の「カジノ関連機器等輸入業者」
 - ⑨法第 142 条第 6 項の「カジノ関連機器等販売業者」
 - ⑩法第 142 条第 8 項の「カジノ関連機器等修理業者」
 - ⑪法第 142 条第 10 項の「カジノ関連機器等外国製造業者」
 - ⑫その他、I R の設置及び運営に係る事業と認められる事業を行う事業者
- (3)「面談」とは、I R 関連事業者から I R に関連して情報提供を受けること等を目的として、面会 (Web 会議システム (映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。))

を利用して行うものを含む。以下同じ。)して直接話をするをいい、名
刺交換や挨拶などの短時間の面会は含まない。

3 市長等と I R 関連事業者との面談

市長等が I R 関連事業者と面談を行う際は、原則として次のとおり取り扱
うものとする。

- (1) 面談の相手方、目的、日時、場所及び所要時間をあらかじめ確認のうえ、
IR 推進室長及び秘書課長並びに面談を行おうとする市長等に報告し、承認を
得る。
- (2) IR 関連事業者の代理人との面談は、当該事業者の社員に同席する場合を
除き行わない。
- (3) 担当職員が同席のうえ、対応する。
- (4) 市長等から IR 関連事業者への情報提供は、特定の事業者有利に又は不利
にならないように留意する。
- (5) 面談に同席した担当職員は、面談終了後、速やかに記録を作成し、IR 推
進室長に報告する。
- (6) 面談の記録は、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。
- (7) IR 推進室長は、(5) の記録を確認し、必要があると認めるときは、市長
等、部長、秘書課長に報告する。

4 担当職員と I R 関連事業者との面談

担当職員が I R 関連事業者と面談を行う際は、原則として次のとおり取り
扱うものとする。

- (1) 面談の相手方、目的、日時、場所及び所要時間をあらかじめ確認のうえ、
IR 推進室長に報告し、承認を得る。
- (2) I R 関連事業者の代理人との面談は、当該事業者の社員に同席する場合を
除き、行わない。
- (3) 2 名以上の担当職員で対応する。
- (4) 担当職員から I R 関連事業者への情報提供は、特定の事業者に有利又は不
利にならないように留意する。
- (5) 面談を行った担当職員は、面談終了後、速やかに記録を作成し、IR 推進

室長に報告する。

(6) 面談の記録は、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(7) IR 推進室長は、(5) の記録を確認し、必要があるときは、部長に報告する。

5 担当職員以外の佐世保市職員と I R 関連事業者との面談

(1) 担当職員以外の佐世保市職員（以下「関係課等職員」という。）に対し、I R 関連事業者から面談の申込があったときは、関係課等職員は直ちに担当職員に連絡するものとする。

(2) I R 関連事業者との面談については、原則として担当職員が対応することとし、関係課等職員は、担当職員が同席する場合を除き、面談を行わないものとする。

6 電話、メール又は FAX によるやり取り

(1) I R 関連事業者との電話、メール又は FAX のやり取りについては、原則として日程調整等の事務連絡にとどめる。

(2) IR 関連事業者とのメールのやり取りについては、担当職員間で情報共有を行う。

7 秘密の保持

担当職員は、人事異動等により担当職員でなくなった場合であっても、職務上知り得た情報等を漏らしてはならない。

8 佐世保市職員倫理規程の準用

I R 関連事業者への対応にあたっては、佐世保市職員倫理規程（平成 17 年規定第 12 号）第 4 条の規定について、「利害関係者」を「IR 関連事業者」と読み替えて対応する。

9 その他

(1) 市長等及び担当職員は、市民の疑惑や不信を招くような行為を一切してはならない。

(2) この指針に定めのない事項については、佐世保市職員倫理規程の適用を受ける。

(3) この指針は、区域整備計画の認定申請に向けた準備の進捗等に応じて、見直しを行う。

附則

この指針は、令和2年11月25日から施行する。

この指針は、令和2年12月25日から施行する。

この指針は、令和3年8月30日から施行する。